

インフルエンザによる出席停止についてのお知らせ

インフルエンザは、学校保健安全法に定められている学校感染症のひとつです。医師によりインフルエンザと診断された場合は「出席停止」となり欠席にはなりません。医療機関を受診して「インフルエンザ」と診断された場合は、医師の指示にしたがい、感染の恐れがなくなるまで登校を見合わせてください。出席停止期間は法律で定められています。

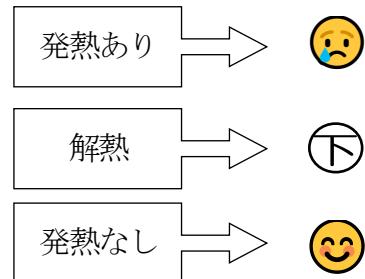
【インフルエンザの出席停止期間】 **発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**

登校する際は、保護者が下記の登校連絡票に必要事項をご記入の上、児童に持たせてください。医療機関からの証明は必要ありません。尚、出席停止中は裏面の健康観察カードをご記入いただき、この用紙を切り取らずに提出してください。

インフルエンザ発熱期間と登校開始日の目安（児童生徒の場合）

発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日間							登校可能		
2日間							登校可能		
3日間							登校可能		
4日間							登校可能		
5日間							登校可能		
6日間								登校可能	

※ 発症日の翌日を1日目と数えます。
※ 解熱後2日とは、解熱した日を含まず
翌日を1日目とします。



【参照】
東京都医師会 学校医会会報
(2012年11月15日発行 Vol.227)

切り取らずに提出してください

府中市立南町小学校長 宛

令和 年 月 日

登校連絡票（インフルエンザ）

年 組 児童氏名

保護者氏名

診断を受けた医療機関名 ()

出席停止期間 (月 日 から 月 日)

診断されたインフルエンザの型 (インフルエンザ _____ 型) ※診断された場合のみ記入

医師より感染のおそれがなく、登校可能との指示をいただきましたので、本日 _____ 月 _____ 日より登校いたします。※診断書などの証明は必要ありません。保護者がご記入ください。